

令和3年度第1回 新潟市子ども・子育て会議 会議概要

開催日時	令和3年7月29日（木）午前9時30分～11時30分
会 場	白山会館 2階 胡蝶
出席委員	阿部委員、市嶋委員、植木委員、海津委員、川村委員、小池委員、郷委員、齋藤委員、椎谷委員、志賀委員、長谷川（雅）委員、平澤委員、平田委員、山岸委員（出席14名、欠席5名）
事務局 関係課 出席者	こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所長、保育課長、児童相談所副所長、地域教育推進課長、学校支援課長、教育総務課副参事 他 各課 担当者
傍聴者	3名
内 容	<p>【議事】</p> <p>（1）「新・すこやか未来アクションプラン（第2期計画）」の進捗状況について 資料1-1、資料1-2</p> <p>○事務局より標記計画の進捗状況について説明を行いました。</p> <p>○委員からは、特に意見・質問はありませんでした。</p> <p>（2）「新潟市子どもの未来応援プラン」の進捗状況及びアンケート調査について 資料2-1、資料2-2</p> <p>○事務局より標記計画の進捗状況及びアンケート調査について説明を行いました。</p> <p>○委員からは、主に次の意見・質問がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回調査の回収率が、ひとり親世帯では子どもが28.4%、親が38.3%となっており、非常に回収率は多くはないと感じている。 <p>今回、子どものアンケートの設問が多く、回答するのが大変だと思うので、パソコンやスマホからインターネットで、回答ができるようにしてほしい。</p> <p>アンケートの内容については、答えづらい内容も含まれているので、表現に配慮が必要だと思う。問43「全体としてあなたは最近の生活にどのくらい満足していますか」では、選択肢が「まったく満足していない」と「十分に満足している」の二つだけである。せめて「やや満足している」や「やや満足していない」の選択肢を増やすなど、表現を検討していただければと思う。</p> <p>子どもにいかにお答えをもらうかが大事なので、子どもの調査項目の最後に「アンケートに関してのご意見・ご要望」という項目が、あってもいいと思うので検討していただければと思う。</p>

内 容

→設問数については、増やさざるを得ない項目が多かったため、前回よりも増加しているのは間違いない。アンケートの回答方法については、これから委託業者を選定するが、少しでも答えやすくなるようWeb回答も念頭に置いて業者選定を進めていきたい。

ご指摘いただいた問 43 の設問などについて、しっかり答えやすい表現なども含めて検討させていただく。

また、最後に子どもの意見を聞く項目なども、持ち帰らせていただき、しっかり検討させていただきたい。

・前回、団体にヒアリングをされたと思うが、今回、団体へのヒアリングはあるのか。

→今回も、団体へのヒアリングは、アンケート結果を踏まえて、実施できるよう検討していきたい。

・2点ある。1点はアンケート調査方法である。私も、やはり紙での回答だけでは回収率が伸びないと思うので、スマホ等で回答できるよう重ねてお願いしたい。

もう1点、子ども用のアンケート問 12「あなたは普段ほぼ同じ時間に寝ていますか」について、例えば子どもが夜中の1時に、毎日同じ時間に寝ている場合、睡眠時間が全体的に少なくて生活習慣としてあまりよくないと思う。

これを例えば月曜日から金曜日まで、「毎日、何時間くらい睡眠をとっていますか」と聞くなど、睡眠時間のほうが重要なのかなと思うので、この辺りの考えをお聞かせ願えたらと思う。

→2点目については、ご意見としていただいて、持ち帰り、検討させていただく。

・子ども用のアンケートの設問について、ひとり親の家庭で、親が大変な時に何か社会的支援があるのか知っている子どもはどのくらいいるのかなと思う。

ひとり親の方で、社会的な支援を知っていてもあまり使いたくない方もいる一方、社会的支援を受けていて支援があり過ぎるという方もいて、その差は何だろうというところで、ある程度年齢が高い高校生以上は、自分たちに対して社会がこれだけ支援してくれるということを知っていてもいいのではないかと思う。

→対象が子どもではないが、新潟市子育て市民アンケートで市の施策を知っていますかという設問はあるが、今回はあくまでも貧困対策のアンケートで、世帯の収入等の集計などもあるので、盛り込めるかどうか、改めて確認して検討させていただきたい。

・子ども用調査の問 40 の集計の仕方について、これはA～Hまでを個別に選ぶのではなくて、その中の当てはまる個数を選ぶというやり方であるが、これ

内 容

では、個々の設問の頻度というものが把握できないのではないかと思います。

それから選択肢Eの「両親が別居、または離婚したことが一度でもある」だが、それがイコール家庭内外の困難かと言うとそうでもない気がして、例えば「離婚したことで辛い思いをしたことがある」とか、「寂しい思いをしたことがある」とか、そういう設問なのではという気がする。

→資料のアンケート調査項目の一番右側の列で「新」となっているものは、基本的に、国が今回大綱改正の中で、調査研究の過程で各都道府県に示された案から利用させていただいたものである。今後、国の評価の中で比較ができるように、そのまま国が示すものを記載しているが、あてはまる個数を聞くのと、具体的にそれぞれどれを選んだか聞くのとでは、評価としてはどちらでも対応できると思うので、その辺は検討させていただく。ただ、両親が別居、または離婚したことがあるという表現等については、一旦、国とそろえて比較できるようにこのままにさせていただきたい。

・子ども用のアンケートの部分で、対象が12歳から17歳ということで、年齢が高い年齢ではあるが、ルビ（ふりがな）はどのように考えているのか。

対象が子どもであることを考慮して、子ども用のアンケートに関しては、難しい言葉に対しての工夫や言葉の意味、例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、当たり前に出ている言葉だが、いまひとつ分からない言葉に対しては、この言葉はこういう人だということを加えてあげたりしたら、回答しやすいと思う。

→質問を作るときにそのような形で工夫させていただきたいと思う。

・問39の3行目に「この質問がばからしいと思えたとしても全部の質問に答えてください」と記載があるが、これは大変重要な内容なので、意味は分かるが「ばからしいと思えたとしても」という表現を別の言い方にしてほしいと強く思ったので、あえて発言させていただいた。

→質問項目の中身が変わることではないので、表現はどのように調整できるか確認して進めたいと思う。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い生じた対応及び業務内容について

資料3-1、資料3-2、資料3-3

○事務局より新型コロナウイルス感染拡大に伴い生じた対応及び業務内容について説明を行いました。

○委員からは、特に意見・質問はありませんでした。

内 容	<p>【報告事項】</p> <p>(1) 子ども家庭総合支援拠点設置検討について 報告資料 1</p> <p>○事務局より子ども家庭総合支援拠点設置検討について説明を行いました。 ○委員からは、特に意見・質問はありませんでした。</p> <p>(2) ヤングケアラーに関する庁内情報交換会の実施報告 報告資料 2</p> <p>○事務局より子ども家庭総合支援拠点設置検討について説明を行いました。 ○委員からは、特に意見・質問はありませんでした。</p> <p>(3) 利用児童数等の推移について 報告資料 3</p> <p>○事務局より利用児童数等の推移について説明を行いました。 ○委員からは、特に意見・質問はありませんでした。</p> <p>(4) 病児・病後児保育の送迎サービスについて 報告資料 4</p> <p>○事務局より病児・病後児保育の送迎サービスについて説明を行いました。 ○委員からは、次の意見・質問がありました。</p> <p>・利用された方の感想など、今年度初めての事業なので、どんな内容だったのか、少し聞かせていただきたい。 →施設を通しての利用者の声は伺っている。 やはりこういったどうしても仕事を休めない時に非常に助かってありがたいという言葉を、迎えに行った職員に伝えられたということである。</p> <p>【その他】</p> <p>新潟市子ども条例（素案）について</p> <p>○現在新潟市議会で検討中の新潟市子ども条例（素案）について、新潟市議会議員より、「新潟市子ども条例（素案）」の概要（案）に基づき、説明が行われました。</p> <p>○委員からは、主に次の意見・質問がありました。</p> <p>・先ほどの説明の中で、教育と福祉との連携という話があったが、制定後、特に教育現場で十分に審議できるよう進めていただきたい。また、平成 17 年の旧アクションプランの前期計画を策定した際に、子どもの権利条例部会が設置されたと記憶している。その際に、こどもの権利条例案として、随分議論され</p>
-----	---

内 容

ていたような記憶があるが、それと本子ども条例（素案）との関連性のようなものがあればお聞かせいただければと思う。

→先ほど説明させていただいた新潟市子ども条例（素案）については、ご指摘の組織、当時は新潟市子どもの権利条例検討委員会ということで、平成 20 年 3 月に、執行部の方で検討していた（仮称）新潟市子どもの権利条例検討委員会の報告書が、私ども議会側の方にもあり、この報告書を踏まえた形で今回新潟市子ども条例の素案を我々議論させていただき、今、ようやくここまで概要説明ができる状況になっている。あれから 11 年ほどたっており、時代の流れの中で例えば障がいのある、ないにかかわらず、しっかりと権利を保障するということも、今回、条文の中に明記させていただいている。基本的には、当時議論された内容をしっかりと踏まえたいうえで整理させていただいた。

・新潟市全体に子どもの権利という観点が浸透することを私も期待しているので、それは本当にありがたいが、どこまでを子どもと認識し、対応していくのかお聞きしたい。どうしても子どもというのは、法律では年齢で区切られてしまうところがあるが、今回、子どもの未来応援プランでは 24 歳までをアンケート調査の対象としており、そこでどう連続性を見ていくかというのはあると思うので、線引きは非常に難しいと思うが、子どもが青年に成長していく過渡期のところもうまく見えるような形で対応していただけるとありがたいと思う。

→条例素案の「子ども」については、「18 歳未満のすべての子供たち」を基本としているが、9 月以降は市の教育委員会から高等学校を含めた教育現場の方々とも、パブコメ前に議論する予定である。そこにはやはり、すでに 18 歳になっている高校生の方々も権利の対象になるということで我々今回条文を整理させていただいている状況である。

・子ども条例の制定というのは、本当に大事な事だと思う。以前、新潟県立大学で、木村草太先生の子どもの権利に関する講演を聞き、気づかされたことが沢山あるので、条例ができた際は、「子どもも、もちろん知ること」と「大人も知ること」というところで、しっかりと広めていただければと思う。

→今回の条例制定後には周知についてもしっかりと保育現場も含めて取り組んでいく予定である。